

## まちづくり局寄附受納に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり局が所掌する事務に対して、市民（企業その他の団体を含む。）から寄せられる寄附受納について、必要な事項を定める。

(申入れ)

第2条 寄附をしようとする者は、寄附申入書（様式1）を提出する。ただし、個人からの寄附金については、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱第4条第2項に規定する川崎市ふるさと納税申出書を提出するものとする。

(受納の決定)

第3条 受納の決定は、川崎市事務決裁規程（昭和41年4月25日訓令第8号）の定めるところによる。

(受納書)

第4条 寄附を受納した場合は、寄附受納書（様式2）を寄附者に交付する。

(寄附者への謝意)

第5条 寄附者への謝意については、市長名の礼状（様式3）をもって行う。

2 次に掲げる場合においては、感謝状（様式4）を贈呈することができる。

(1) 1回の寄附の金額が100,000円以上又は物品の価格が100,000円以上の寄附のとき。

(2) 数次にわたる寄附の合計金額が100,000円以上又は物品の合計価格が100,000円以上の寄附のとき。

(3) その他特に必要と認めるとき。

3 礼状及び感謝状は、その都度贈呈する。なお、感謝状は、必要に応じ市長から贈呈するものとする。

(報告)

第6条 受納後の処理経過、結果等について、寄附報告書（様式5）によりまちづくり局長まで報告するものとする。

(事務)

第7条 受納に関する事務は、総務部庶務課又は寄附の申入れのあった事務を所掌する課等が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、受納に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月20日から施行する。

(様式1)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

寄附者 住 所

団体名

氏 名

(代表者)

寄 附 申 入 書

次のとおり寄附したいので申し入れます。

1 寄附の種類

2 金額・数量

3 使 途 等

(様式2)

年 月 日

様

川 崎 市 長 名

寄 附 受 納 書

年 月 日付けで申入れのございました寄附につきまして、あ  
りがたく受納いたしました。

1 寄附の種類

2 金額・数量

3 受 納 日

4 使 途 等

( 担当)  
電話

(様式3)

川ま 第 号

年 月 日

様

川 崎 市 長 名

御寄附のお礼について

候、ますます御清祥のこととお喜び申しあげます。平素は、本市行政に御尽力いただき厚くお礼申しあげます。

さて、この度は、 事業のために御寄附を賜り、誠にありがとうございました。本市といたしましては、引き続き 事業の一層の推進に努めてまいりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

略儀ながら、書中をもちましてお礼申しあげます。

( 担当)

電話

# 感謝状

様

寄附者は本市寄附使途等の向上に深い  
関心を寄せられ、本市まちづくり  
行政の進展に寄与されましたので、  
その功績を賛え深く感謝の意を表し  
ます。

年 月 日

川崎市長

(様式5)

年 月 日

まちづくり局長 様

課長

寄 附 受 納 報 告 書

次のとおり、寄附を受領いたしましたので報告いたします。

寄附概要、処理経過及び結果等		
1	寄 附 者	住 所
		団 体 名
		氏 名
2	寄 附 概 要	寄附の種類
		金額・数量
		使 途 等
3	申 入 日	年 月 日
4	受 納 日	年 月 日
5	感 謝 状 贈 呈	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
6	現金受納状況	(1) 調定年月日 年 月 日
		(2) 収入年月日 年 月 日
7	そ の 他	

( 担当)

電話